

令和元年10月

指定給水装置工事事業者の皆様へ

和泉市上下水道部水道工務課

指定給水装置工事事業者更新制度の導入について（お知らせ）

平素は、本市水道事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
標記のことについて、「水道法の一部を改正する法律」及び本市水道事業給水条例の改正に伴い、指定の有効期限が従来の無期限から5年間に変更されます。指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。
初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。
また、更新の受付時期については、更新対象事業者に、別途ダイレクトメールにて通知をします。
なお、通知があるまでは、更新の受付は行いませんのでご了承下さい。

○有効期間

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

○更新申請に必要な書類

- ・ 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- ・ 誓約書（和泉市指定様式）
- ・ 機械器具調書
- ・ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ・ 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）

○申請時確認事項

- ・ 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ・ 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ・ 給水装置工事主任技術者研修会の受講状況
- ・ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

○更新手数料

10,000円

以上

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

和泉市上下水道部より大切なお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。また、通知後に更新の手続きを行いますので、通知があるまでお待ちください。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは
上下水道部水道工務課 TEL:0725-99-8151